

令和四年十一月二十四日
参議院内閣委員会

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 司法書士等、行政書士等、公認会計士等及び税理士等に対し、新たに取引時の確認事項として、取引を行う目的、職業又は事業の内容及び実質的支配者の本人特定事項が追加されることから、円滑に取引時確認が行われるよう、法改正の内容を国民に対して十分に周知・広報し、実効的なマネー・ロンダリング対策等の実現に万全を期すること。

二 金融機関等において旧姓等本名と異なる名義により開設された口座がマネー・ロンダリング等に悪用される懸念があることを踏まえ、マネー・ロンダリング対策等を適切に講ずる観点から、必要な対応を検討すること。

右決議する。